

## サブチャプター M—国際武器取引規則

### § 120 目的及び定義

節		Page
120. 1	<a href="#">全般的権限、輸出許可の受領、及び不適格性</a>	1
120. 2	<a href="#">防衛物品及び防衛役務の指定</a>	2
120. 3	<a href="#">米国軍需品リストに掲げる防衛物品及び役務の指定又は決定に対する方針</a>	2
120. 4	<a href="#">貨物の管轄権</a>	2
120. 5	<a href="#">他の機関の規則との関係 ; EARの対象となる輸出</a>	4
120. 6	<a href="#">防衛物品</a>	4
120. 7	<a href="#">重要軍用装備品</a>	4
120. 8	<a href="#">主要防衛装備品</a>	5
120. 9	<a href="#">防衛役務</a>	5
120. 10	<a href="#">技術資料</a>	5
120. 11	<a href="#">公知[Public domain]</a>	5
120. 12	<a href="#">防衛取引管理部</a>	6
120. 13	<a href="#">米国</a>	6
120. 14	<a href="#">人</a>	6
120. 15	<a href="#">米国人</a>	6
120. 16	<a href="#">外国人</a>	6
120. 17	<a href="#">輸出</a>	7
120. 18	<a href="#">一時的輸入</a>	7
120. 19	<a href="#">再輸出</a>	7
120. 20	<a href="#">輸出許可証又はその他の認可</a>	7
120. 21	<a href="#">製造委託契約</a>	8
120. 22	<a href="#">技術援助契約</a>	8
120. 23	<a href="#">販売代理店契約</a>	8
120. 24	<a href="#">港湾局長</a>	8
120. 25	<a href="#">権限を与えられた役員</a>	8
120. 26	<a href="#">主宰者</a>	9
120. 27	<a href="#">米国の刑事制定法</a>	9
120. 28	<a href="#">本副章で引用される様式の一覧</a>	10
120. 29	<a href="#">ミサイル技術規制レジーム</a>	10
120. 30	<a href="#">[Reserved] <del>自動輸出システム (AES)</del></a>	10
120. 31	<a href="#">北大西洋条約機構</a>	11
120. 32	<a href="#">非NATO主要同盟国</a>	11
120. 33	<a href="#">米国とオーストラリア間の防衛貿易協力条約</a>	11
120. 34	<a href="#">米国と英国間の防衛貿易協力条約</a>	11

節	Page
120.35 <a href="#">オーストラリアの実施協定</a>	11
120.36 <a href="#">英国の実施協定</a>	11
120.37 <a href="#">外国人による所有及び外国人による管理</a>	12
120.38 <a href="#">保守レベル</a>	12
120.39 <a href="#">正規被雇用者</a>	12
120.40 <a href="#">系列会社</a>	13
120.41 <a href="#">特別に設計された</a>	13
120.42 <a href="#">輸出管理規則（EAR）の対象</a>	14
120.43 [Reserved]	14
120.44 <a href="#">外国の防衛物品又は防衛役務</a>	14
120.45 <a href="#">最終品目、部分品、附属品、アタッチメント、部品、ファームウェア、ソフトウェア、及び装置</a>	14
120.46 <a href="#">Classified[機密扱い]</a>	15
120.50 <a href="#">提供</a>	16
120.51 <a href="#">再移転</a>	16

典拠：Secs. 2, 38, and 71, Pub. L. 90-629, 90 Stat. 744 (22 U.S.C. 2752, 2778, 2797); 22 U.S.C. 2794; 22 U.S.C. 2651a; Pub. L. 105-261, 112 Stat. 1920; Pub. L. 111-266; Section 1261, Pub. L. 112-239; E.O. 13637, 78 FR 16129

## § 120.1 全般的権限、輸出許可の受領、及び不適格性

(a) 武器輸出管理法の § 38 (22 U.S.C. 2778) (改正された場合はその改正版) において、大統領に防衛物品及び防衛役務の輸出及び輸入を規制する権限を与えている。防衛物品及び防衛役務の輸出に関する規則を公布する大統領の制定法上の権限は、大統領令 13637 によって国務長官に委任されている。本副章は、その権限に加えて武器輸出管理法(22 U.S.C. 2751 以下参照)における関連する権限を施行するものである。国務長官による権限の委任によって、これらの規則は、主として防衛取引管理(政治軍事局)担当国務副次官補によって執行される。

## (b) (1) 権限を与えられた当局者

この副章に基づいて防衛取引管理担当国務副次官補により執行されるすべての権限は、武器管理及び国際安全保障担当国務次官又は政治軍事担当国務次官補によっていつでも行使することができる。

## (2) 防衛取引管理担当副次官補は、以下の部局から構成される防衛取引管理部を指揮する：

- (i) 防衛取引管理輸出許可室及び防衛取引管理輸出許可室室長—防衛取引の輸出許可及びその他の認可に関連する責任を有している(本副章の § 120、§ 123、§ 124、§ 125、§ 126、§ 129 及び § 130 のもとで引用されている内容を含む)。
- (ii) 防衛取引管理コンプライアンス室及び防衛取引管理コンプライアンス室室長—法律又は規則の違反及びそれら法律又は規則の順守に関連する責任を有している(本副章の § 122、§ 126、§ 127、§ 128、及び § 130 に記載されている引用内容、並びに本副章の § 129 の登録に関する部分に記載されている引用内容を含む)。
- (iii) 防衛取引管理政策室及び防衛取引管理政策室室長—国防機器取引の全般的な政策(本副章の § 120 及び § 126 のもとで引用されている内容を含む)、並びに本副章の § 120 に基づく貨物管轄権手続きに関連する責任を有している。

## (c) 輸出許可及び適格条件の受領

## (1) 米国人は、本副章に基づいて輸出許可又はその他の認可を受けることができる。

外国人は、以下に該当する場合を除いて、上記の輸出許可又はその他の認可を受けることができない：

- (i) 米国内に所在する外国政府団体は、輸出許可証又はその他の認可を受け取ることができる；
- (ii) 外国人は、再輸出若しくは再移転の認可を受け取ることができる；又は
- (iii) 外国人は、仲介行為に対して事前の認可を受け取ることができる。

米国人による又は本節の(c) (1) (i) 項及び(c) (1) (iii) 項で言及される人による輸出許可証又はその他の認可に対する請求は、その申請者が本副章の § 122 又は § 129 (いずれか該当する条文) に基づいて防衛取引管理部で登録されている場合にのみ考慮される。

## (2) § 120.27 で列挙される米国の刑事制定法違反の有罪判決を受けた者、本副章の § 127 若しくは § 128 に基づいて資格が剥奪された者、§ 120.27 で列挙される米国の刑事制定法に違反して起訴されているか、若しくは例えば、起訴の代わりに刑事告訴状によって別途告発されている者、何らかの米国政府の機関と契約すること又は防衛物品若しくは防衛役務を輸入する許可若しくは他の形態の認可を何らかの米国政府機関から受けることが不適格な者、その他のいずれかの米国政府機関から輸出許可若しくはその他の認可を受けることが不適格な者、或いは本副章の § 126.7(a) のもとに国務省の資格剥奪、停止若しくは取消し命令の政策の対象である者は、通常、その副章のもとに規制されている行為に関与することは不適格である。

## (d) 本副章で規定される除外条項は、輸出者、輸出当事者(本副章の § 126.7(e) を参照のこと)、いずれかの供給業者若しくはメーカー、仲介業者又は仲介行為におけるその他の関係者が、本節の(c) (2) 項示されるところの通常的に不適格である取引には、適用できない(ただし、事前の書面による認可が防衛取引管理部により与えられた場合を除く)。

[58 FR 39283, July 22, 1993、改正 68 FR 7417, Feb. 14, 2003; 68 FR 51171, Aug. 26, 2003; 68 FR 57352, Oct. 3, 2003; 70 FR 34653, June 15, 2005; 71 FR 20536, Apr. 21, 2006; 77 FR 16597, Mar. 21, 2012; 78 FR 21531, Mar. 11, 2013; 78 FR 52685, Aug. 26, 2013; 79 FR 8084, Feb. 11, 2014]

## § 120.2 防衛物品及び防衛役務の指定

武器輸出管理法 (22 U. S. C. 2778(a) 及び 2794(7))は、輸出又は輸入でいうところにおいて防衛物品及び防衛役務であるとみなされる物品及びサービスを大統領が指定しなければならないと規定している。大統領は、防衛物品及び防衛役務の輸出及び一時的輸入を規制する権限を国務長官に委任した。

輸出及び一時的輸入規制の目的で国務長官により指定された品目は、本副章の § 121 に指定される米国軍需品リストを構成する。本副章の § 121 で指定される米国軍需品リストに掲げる防衛物品であって、あわせて 27 CFR part 447 で列挙される米国軍需品輸入リストに掲げられる司法長官による永続的な輸入規制の対象となるものは、国務長官により管理される一時的輸入規制の対象となる。防衛物品及び防衛役務の指定は、国防総省の同意を得て国務省により行われる。米国軍需品リストの適用範囲は武器輸出管理法 (22 U. S. C. 2778) の第 38 節に基づいて行われる改正によってのみ変更されるものとする。個々の品目が米国軍需品リストに列挙されるか否かの指定又は決定については、本副章の § 120.4 を参照のこと。

[78 FR 22740, Apr. 16, 2013]

## § 120.3 米国軍需品リストに掲げる防衛物品及び役務の指定又は決定に対する方針

(a) 本副章でいうところにおいて、特定の物品又は役務は、以下に該当する場合、防衛物品 (本副章の § 120.6 参照) 又は防衛役務 (本副章の § 120.9 参照) に指定される可能性がある :

- (1) 米国軍需品リストに掲げる防衛物品若しくは防衛役務の条件に合致する場合 ; 又は
- (2) 米国軍需品リストに掲げる防衛物品と同等の性能を提供する場合。

(b) 本副章でいうところにおいて、特定の物品又は役務は、本副章における規制を正当化するような重大な軍事上又は諜報上の利益を提供する場合、将来において、防衛物品又は防衛役務として指定されるものとする、

**(a) 項及び (b) 項の注 :** 本副章に基づいて将来、防衛物品又は防衛役務として決定される物品又は役務であって、現在は米国軍需品リストには掲げられていないものは、適切な米国軍需品リストのカテゴリーが必要なエントリーを規定する改正が行われるまで、米国軍需品リストのカテゴリー XXI に設定される。

(c) 特定の物品又は役務は、本副章でいうところにおいて、以下に該当する場合、防衛物品又は防衛役務とはならない :

- (1) 貨物管轄権決定 (本副章の § 120.4 参照) に基づいて米国政府の他の省庁若しくは機関 (本副章の § 120.5 参照) の管轄下にあると決定された場合 (ただし、米国軍需品リストの変更若しくはその後の貨物管轄権決定によって取って代わられる場合を除く) ; 又は
- (2) 本副章の § 120.41 (b) の基準の一つを満たす場合 (すなわち、その物品が防衛物品で使用されるか防衛物品と共に使用される場合であって、「特別に設計された」 (本副章の § 120.41 参照) が規制基準として使用されている場合)。

**§ 120.3 の注 :** 当該物品又は役務の輸出後において目的とする用途 (すなわち、軍事用か民生用か) 自体は、その物品又は役務が本副章の規制対象となるか否かを決定する際のファクターとはならない。

[78 FR 22740, Apr. 16, 2013]

## § 120.4 貨物の管轄権

(a) 物品又はサービスが米国軍需品リストの対象となるか否かに関して疑念がある場合、米国政府に対して貨物の管轄権手続きが用いられる。米国軍需品リストで、現在、対象としている物品又はサービスの内容の改訂を考慮する場合にも、貨物の管轄権手続きが用いられる。何らかの品目が米国軍需品リストから削除される 30 日前までに、国務省は議会に通告を提出しなければならない。貨物管轄権 (CJ) 裁定様式 (様式 DS-4076) が電子的に提出され次第、防衛取引管理部は、特定の物品又はサービスが米国軍需品リストで対象とされるか否かの決定を提供するものとする。この決定は、§ 120.2、§ 120.3 及び § 120.4 に沿って、国務省、国防総省、商務省及びその他の米国政府機関及び適切な場合には産業界の中での協議を必要とする。

- (b) 本副章の § 122 で規定される防衛取引管理部への登録には、事前の貨物管轄権請求を必要としない。貨物が米国軍需品リストで対象とする防衛物品又は防衛役務であると決定された場合、当該防衛物品及び防衛役務（本副章の § 122 を参照のこと）の輸出者、製造業者及び供給者に加えて、当該物品又はサービスに関係する仲介行為に従事している仲介業者についても登録が必要である。
- (c) 請求は、物品又はサービスを特定しなければならず、この製品の設計、開発及び使用の履歴を含まなければならない。物品又はサービスに関連したパンフレット、仕様書及びその他の証拠資料を、様式 DS-4076 に関する指示に従って電子情報による添付書類として提出しなければならない。
- (d) (1) [Reserved]
- (2) 物品又は役務が、防衛物品又は防衛役務の基準に合致する、又は本副章で示される米国軍需品リストに掲げる防衛物品と同等の性能を提供するとの指定は、次の事項を考慮に入れて国務省によりケースバイケースで行われる：
- (i) その物品の形状及び適合性；並びに
- (ii) その物品の機能及び性能。
- (3) ある物品又は役務が本副章における規制を正当化するような重大な軍事上又は諜報上の利益を有するとの指定は、次の事項を考慮に入れて国務省によりケースバイケースで行われる：
- (i) その物品の機能及び性能；並びに
- (ii) 当該品目に対して他の国により課せられる規制内容（ワッセナーアレンジメント及びその他の多国間規制を含む）。
- (d) 項の注 1：**貨物の形状は、その構造（幾何学的に計測される構造を含む）、材料、及び材料特性であって、その形状を一意的に特徴づけるものとして定義される。貨物の適合性は、他の貨物との物理的インタフェース若しくは相互接続又は他の貨物の構成要素になるその貨物の能力として定義される。貨物の機能とは、その貨物が性能を発揮するように設計された一つ以上の働きをいう。性能とは、所定の環境において設計された機能（例えば、速度、耐久性、信頼性、圧力、正確性、効率で計測される）を発揮する貨物の効力の尺度をいう。
- (d) 項の注 2：**ソフトウェアについては、形状とは、設計、ロジックフロー、及びアルゴリズムを意味する。適合性とは、防衛物品とのインタフェース又は接続性の能力を意味する。機能とは、そのソフトウェアが防衛物品に直接的に実行する一つ以上の動作又はスタンドアローンアプリケーションとしての一つ以上の動作を意味する。性能とは、指定された機能を実行するソフトウェアの効力の尺度を意味する。
- (e) 防衛取引管理部は、貨物の管轄権に関して完備した請求を受領した日から 10 営業日以内に予備的な返答を提出する。45 日後に防衛取引管理部が最終的な貨物管轄権決定を提出しない場合、申請者は、この決定について速やかな処理がされるよう、書面で国防機器取引管理政策室室長に請求することができる。
- (f) 国務省、国防総省及び商務省は、既定の手続きに従って貨物管轄権論議について解決する。国務省は、国防総省及び商務省に各事案の開始と終結を知らせる。
- (g) 当事者は、貨物管轄権の決定に対し、防衛取引管理担当国務副次官補に再審議の要請を書面で提出することにより上訴することができる。その上訴についての国務副次官補の決定は、上訴を受け取ってから 30 日以内に書面で与えられる。希望する場合、国務副次官補の決定に対する上訴は、その後、政治軍事担当次官補に行うことができる。

[58 FR 39283, July 22, 1993、改正 71 FR 20536, Apr. 21, 2006 ; 75 FR 46844, Aug. 04, 2010 ; 78 FR 22740, Apr. 16, 2013 ; 79 FR 8084, Feb. 11, 2014]

## § 120.5 他の機関の規則との関係 ; EARの対象となる輸出

(a) 防衛物品又は防衛役務が本副章で示される米国軍需品リストの対象である場合、その輸出及び一時的輸入は、国務省によって規制される（本副章の § 120.2 についても参照のこと）。大統領は、永続的な輸入を目的とする防衛物品及び防衛役務を規制する権限を司法長官に委任した。国務長官及び司法長官により規制される防衛物品及び防衛役務は、全体として武器輸出管理法（AECA）のもとで米国軍需品リストを構成する。司法長官が永続的な輸入の規制に対して防衛物品及び防衛役務を指定する独立した代理権を行使するので、司法省により管理される永続的輸入のリストは、本副章の中で示されるリストと区分するため、別途、米国軍需品輸入リストと呼ばれた。AECA に従って司法長官に委任された機能を実施する際に、司法長官は、世界平和及び対外安全保障、並びに米国の外交政策に影響を及ぼす問題に関して国務長官の見解によってガイドされなければならない。商務省は、輸出管理規則（EAR）（15 CFR part 730 から 774）のもとに、商務省規制品リストに掲げる品目及び商務省の管轄下にあるその他の品目の輸出、再輸出、及び国内における移転、並びに特定の拡散行為の提供を規制している。エネルギー省及び原子力規制委員会の規則に対する本副章の関係については、本副章の § 123.20 を参照のこと。

(b) 本副章に従って与えられる国務省の輸出許可又はその他の認可（§ 120.20 参照）は、EAR 対象品目の輸出についても認可する場合がある（本副章の § 120.42 参照）。適用除外（本副章の § 123、§ 124、§ 125、及び § 126 参照）は、EAR 対象品目を輸出するためにのみ使用することができ、また、防衛物品と同じ積荷に含めることができる。防衛物品に同梱されない場合、本副章に基づきいかなる適用除外も、EAR 対象品目を輸出するために利用してはならない。これらの品目に対しては、国務省の別個の認可は不要である。国務省の輸出許可又はその他の認可のもとに輸出が承認された場合、商務省の別個の承認は必要としない。国務省の輸出許可又はその他の認可に基づいて輸出されたこれらの EAR 対象品目は、その後の取引についても引き続き商務省の管轄下にある。国務省の輸出許可又はその他の認可に EAR 対象品目が含まれていても、当該品目の輸出許可の管轄権を変更することはない。（国務省への輸出許可申請書に EAR 対象品目を特定することに関するガイダンスについて、本副章の § 123.1(b) を参照のこと。）

[78 FR 22753, Apr. 16, 2013; 78 FR 61754, Oct. 3, 2013, as amended at 81 FR 54735, Aug. 17, 2016]

## § 120.6 防衛物品

防衛物品とは、本副章の § 121.1 で指定される品目又は技術資料をいう。§ 120.3 で定められる政策が、新たな品目の追加指定に適用される。この用語には、物理的形状、モデル、モックアップ又はその他のアイテムに記録又は保存された技術資料であって、本副章の § 121.1 で指定される品目に直接関連する技術データを明らかにするものが含まれる。それには鍛造品、鋳造品及びその他の未完成製品（例えば、押し鍛造品及び機械加工された本体）であって、機械的特性、材料組成、幾何学的形状又は機能によって防衛物品と明確に同一とみなし得るような、生産段階に到達しているものも含まれる。それには、機能若しくは用途に関する基礎的なマーケティング情報又は一般的なシステムの説明は含まれない。

[79 FR 61226, Oct. 10, 2014]

## § 120.7 重要軍用装備品

(a) 重要軍用装備品とは、それらの重大な軍事上の有用性又は可能性に関する能力のために特別な輸出規制が必要とされる物品をいう。

(b) 重要軍用装備品には、以下のものが含まれる：

- (1) 本副章の § 121.1 に掲げる品目のうち、先頭にアスタリスクのあるもの；及び
- (2) 本副章の § 121.1 で列挙されるすべての機密物品。

[58 FR 39283, July 22, 1993、改正 62 FR 67275, Dec. 24, 1997]

## § 120.8 主要防衛装備品

武器輸出管理法の § 47(6) (22 U.S.C. 2794(6) note)により、主要防衛装備品とは、米国軍需品リストに掲げる重要軍用装備品 (§ 120.7 で定義される) の品目のうち、非経常的な研究開発費が 5 千万ドルを超えるか、総生産費用が 2 億ドルを超えるものをいう。

## § 120.9 防衛役務

(a) 防衛役務とは以下のものをいう：

- (1) 防衛物品の設計、開発、エンジニアリング、製造、生産、組立、試験、修理、保守、改造、運転、非軍事化、破壊、処理若しくは使用において、外国人（国内に所在するか国外に所在するかを問わない）に援助（訓練を含む）を提供すること；
- (2) 本副章のもとに規制される技術資料 (§ 120.10 を参照のこと) を外国人に提供すること（国内に所在するか国外に所在するかを問わない）；又は
- (3) 外国の部隊及び軍隊の定期的及び不定期的な軍事訓練（米国内若しくは国外における外国人の公式若しくは非公式の教育、又は通信教育、あらゆる種類の技術的、教育的若しくは情報刊行物及びメディアによるもの、教育訓練補助、オリエンテーション、訓練演習及び軍事アドバイスを含む）。（§ 124.1 についても参照のこと。）

(b) [Reserved]

[62 FR 67275, Dec. 24, 1997]

## § 120.10 技術資料

(a) 本副章でいうところの技術資料とは以下のものをいう：

- (1) 防衛物品の設計、開発、生産、製造、組立て、運転、修理、試験、保守又は改造のために必要な情報 (§ 120.10(a) (4) で定義されるソフトウェアを除く)。これには、青写真、図面、写真、計画書、指示書又は文書の形態の情報が含まれる。
- (2) 米国軍需品リスト及び商務省規制品リストで規制される 600 シリーズの品目に掲げる防衛物品及び防衛役務に関連する機密情報；
- (3) 発明秘密保持命令の対象となる情報；又は
- (4) 防衛物品に直接的に関連するソフトウェア (§ 120.45(f) 参照)

(b) 本節の (a) 項の定義には、一般的な科学的、数学的、若しくは技術的原理に関する情報であって、学校、単科大学、及び総合大学で一般に教えられているもの又は本副章の § 120.11 で定義される公知の情報又は本副章の § 121 のカテゴリーXV(f) の注3 で定義される遠隔計測データについては含まれない。それには、防衛物品の機能若しくは用途に関する基礎的なマーケティング情報又は一般的なシステムの説明は含まれない。

[58 FR 39283, July 22, 1993、改正 61 FR 48831, Sept. 17, 1996; 71 FR 20537, Apr. 21, 2006; 78 FR 22740, Apr. 16, 2013; 78 FR 61754, Oct. 3, 2013; 79 FR 61226, Oct. 10, 2014; 79 FR 27185, May 13, 2014]

## § 120.11 公知[Public domain]

(a) 公知[Public domain] とは、公開されている情報であって、以下の手段を通して広く一般に入手可能又は利用可能となっているものをいう：

- (1) 新聞売場及び書店での販売を通して；
- (2) 公開されている情報を入手若しくは購入することを願ういずれの個人に対しても何ら制限なく利用可能な申し込みを通して；
- (3) 米国政府により認可されたセカンドクラス郵便[定期的刊行物専用]を通して；
- (4) 一般に開放されている図書館或いは一般の者が文書を手入することができる図書館で；
- (5) 特許局で閲覧可能な特許公報を通して；

- (6) 米国内で広く一般の人の参加が可能なカンファレンス、会議、セミナー、見本市又は展示会での制限のない配布を通して；
- (7) 管轄権のある米国政府の省庁又は機関による認可の後に、何らかの形態（例えば、必ずしも刊行される形態をとらない）での公開（すなわち、無制限の配布）を通して（本副章の § 125.4(b)(13)についても参照のこと）；
- (8) 米国内の公認の高等教育機関での科学及び工学分野の基礎研究のうち、その研究結果として生じる情報が通常公開されるもの及び科学界で広く共有されるものを通して。  
基本研究とは、科学及び工学分野の基礎研究及び応用研究のうち、その研究結果として生じる情報が通常公開されるもの及び科学界で広く共有されるものをいい、それゆえに研究の結果が独占所有権の理由で制限されている研究又は特別な米国政府のアクセス管理及び配布管理の理由で制限されている研究とは区別される。次のいずれかに該当する場合、大学での研究は基礎研究とはみなされない：
- (i) 大学若しくはその研究者が、研究プロジェクト若しくは研究活動から生じる科学的及び技術的な情報の公刊に対して、その他の制限を受け入れている場合、又は
- (ii) その研究が、米国政府によって資金援助されており、その研究から生じる情報を保護する特別なアクセス管理及び配布管理が適用される場合。

(b) [Reserved]

#### § 120.12 防衛取引管理部

国務省政治軍事局防衛取引管理部、Washington, DC 20522.0112。

[71 FR 20537, Apr. 21, 2006]

#### § 120.13 米国

地理的な意味で用いられる場合、米国には、いくつかの州、プエルトリコ自治領、米国の属島、コロンビア特別区、北マリアナ諸島自治連邦区、米国の領土又は領地、及び米国が行政、立法及び司法の権限を行使する領土又は領地を含む。

#### § 120.14 人

人とは、自然人に加えて、会社、ビジネス団体、合名会社、協会団体、企業合同体、又はその他の事業者、組織若しくはグループ（政府団体を含む）をいう。本副章における規定が、排他的に外国人（§ 120.16）或いは米国人（§ 120.15）に言及していない場合、それは両方を指している。

#### § 120.15 米国人

米国人とは、本章の § 120.14 で定義されるところの人であって、8 U.S.C. 1101(a)(20)で定義される合法的な永住者又は8 U.S.C. 1324b(a)(3)で定義される被保護者をいう。それは、米国内でビジネスを行うために法人組織化された会社、ビジネス団体、合名会社、協会団体、企業合同体、又はその他の事業者、組織若しくはグループをも意味する。それには、また、政府（連邦政府、州政府又は地方自治体）の事業者を含む。それには、本章の § 120.16 で定義される外国人は含まない。

[71 FR 20537, Apr. 21, 2006]

#### § 120.16 外国人

外国人とは、8 U.S.C. 1101(a)(20)で定義される合法的な永住者でない自然人又は8 U.S.C. 1324b(a)(3)で定義される保護者ではない者をいう。それは、また、米国内でビジネスを行うために法人組織化若しくは組織化されていない会社、ビジネス団体、合名会社、企業合同体、協会団体、又はその他の事業者若しくはグループに加えて、国際組織、外国政府及び機関又は外国政府の下部組織（例えば、外交使節団）を意味する。

[71 FR 20537, Apr. 21, 2006]



## § 120.17 輸出

(a) § 126.16 又は § 126.17 で示される場合を除いて、輸出とは以下を意味する：

- (1) いかなる方法においても、米国から実際に出荷又は伝送すること（米国から防衛物品を送付したり搬送することを含む）；
- (2) 米国に在住する外国人に技術資料を提供したり、その他の形態で転送すること（“みなし輸出”）；
- (3) 米国人による ITAR の対象となる航空機、船舶、又は人工衛星の登録、管理、又は所有権の移転；
- (4) 米国内において、大使館又はその機関若しくは下位部門のいずれか（例えば、在外公館や領事館）に防衛物品を提供したり、その他の形態で転送すること；
- (5) 外国人に代わって若しくは外国人の利益のために防衛役務を実行すること（米国内におけるか、外国におけるかを問わない）；或いは
- (6) 打ち上げロケット若しくはペイロードであって、当該ロケットの打ち上げを理由とするものは、本副章でいうところにおいて、輸出とはみなされないものとする。しかし、本副章の規制は、特定の限られた目的（本副章の § 126.1 参照）に関しては、防衛物品若しくは防衛役務の販売、移転又は販売若しくは移転の提案に適用されるものとする。

(b) 外国人への技術資料の米国内における提供は、その外国人が市民権を有しているか有する或いは永住権を有するすべての国への輸出であるとみなされる。

[81 FR 35616, June 3, 2016]

## § 120.18 一時的輸入

一時的輸入とは、防衛物品を外国から米国に持ち込むことであって、その防衛物品が米国に出荷され若しくは持ち出された国に返送されることになっているもの、又はその防衛物品が他の外国に輸送中のものをいう。一時的輸入には、原産国又は出荷されたもとの国に返送する目的で、或いは他の外国の仕向地に出荷するために、税関の保税倉庫又は外国貿易地帯から防衛物品を積み戻すことが含まれる。永続的な輸入は、司法省のアルコール・タバコ・火器及び爆発物取締局の指示のもとに司法長官により規制される（27 CFR part 447, 478, 479, 及び 555 を参照のこと）。

[71 FR 20537, Apr. 21, 2006]

## § 120.19 再輸出

(a) § 126.16 又は § 126.17 で示される場合を除いて、再輸出とは以下を意味する：

- (1) いかなる方法においても、外国の 1 か国から他の外国に防衛物品を実際に出荷又は伝送すること（上記の国に向けて又は上記の国から防衛物品を送付したり搬送することを含む）；
- (2) 提供又は移転が実行される外国以外の国の市民若しくは永住者である外国人に技術資料を提供したり、その他の形態で転送すること（“みなし再輸出”）；或いは
- (3) 外国人同士の間で ITAR の対象となる航空機、船舶、又は人工衛星の登録、管理、又は所有権の移転。

(b) 外国人への技術資料の米国外における提供は、その外国人が市民権を有しているか有する或いは永住権を有するすべての国への再輸出であるとみなされる。

[81 FR 35616, June 3, 2016, as amended at 81 FR 62008, Sept. 8, 2016]

## § 120.20 輸出許可証又はその他の認可

輸出許可証とは、防衛取引担当国務副次官補、又は彼の権限を与えられた被指名人により発行される語句“license”がついている文書であって、本副章で規制される特定の防衛物品又は防衛役務の輸出、一時的輸入、又は仲介行為を許可するものをいう。その他の認可とは、防衛取引担当国務副次官補、又は彼の権限を与えられた被指名人により発行される文書であって、本副章で規制される行為を認可するもの（例えば、

仲介行為の認可若しくは再移転の認可)、又は本副章で規定される輸出許可要求事項に対する適用除外の使用を認可するものをいう。

[71 FR 20537, Apr. 21, 2006 ; 改正 78 FR 52685, Aug. 26, 2013 ; 79 FR 8084, Feb. 11, 2014]

#### § 120.21 製造委託契約

米国人が外国人に国外で防衛物品を製造する許可を与える契約（例えば、請負契約）であって、下記の内容を含んでいるか、意図しているもの：

- (a) 技術資料（§ 120.10 で定義される）若しくは防衛物品の輸出又は防衛役務の実行；或いは
- (b) 米国人によって以前に輸出された技術資料若しくは防衛物品の外国人による使用。（本副章の § 124 を参照のこと）。

#### § 120.22 技術援助契約

防衛物品を製造する権利又はライセンスを与える契約とは対照的に、防衛役務の実行又は技術資料の開示に関する契約（例えば請負契約）。防衛物品の組立ては、製造する権利又は生産するノウハウが譲渡されない場合、本節に含まれる。そのような権利が譲渡される場合、§ 120.21 が適用される。（本副章の § 124 を参照のこと）。

#### § 120.23 販売代理店契約

米国から輸出される防衛物品について、承認された販売地域に所在する団体への、その後の流通のために国外に倉庫又は流通拠点を設立するための契約（例えば、請負契約）（本副章の § 124 を参照のこと）。

#### § 120.24 港湾局長

米国税関国境警備局の港湾局長とは、米国税関国境警備局の入国管理港における米国税関国境警備局港湾局長（ニューヨーク港を除く、ニューヨークでの肩書きはエリアディレクターである）をいう。

[70 FR 50959, Aug. 29, 2005]

#### § 120.25 権限を与えられた役員

- (a) 権限を与えられた役員とは、以下に該当する米国人をいう：
  - (1) 申請者又は子会社により直接雇用されている者のうち、申請者の組織内で方針若しくはマネジメントに関する権限を有する立場にある者；且つ
  - (2) 申請者に代わって、輸出許可申請書又はその他の認可請求に署名することを申請者により書面で合法的に権限を与えられている者；且つ
  - (3) 種々の輸出管理制定法及び規則の条項及び要求事項並びに武器輸出管理法及び国際武器取引規則の違反に対する刑事責任、民事責任及び行政罰を理解している者；且つ
  - (4) 以下に対して独立した権限を有している者：
    - (i) 申請者により申請される輸出、一時的輸入、又は仲介行為のいかなる側面についても調査すること；
    - (ii) 取引の合法性と提出される情報の正確性を検証すること、及び
    - (iii) 輸出許可申請書又はその他の認可要求書に署名することについて、偏見を持たずに或いは不法なことによらずに拒否すること。

- (b) 外国人である仲介人であるところにおいて、権限を与えられた役員とは、外国人であって、本節の (a) 項における権限を与えられた役員についての基準を別途満たす者であってもよい。

[71 FR 20537, Apr. 21, 2006 ; 改正 78 FR 52685, Aug. 26, 2013]

## § 120.26 主宰者

主宰者とは、行政訴訟手続きにおいて聴聞を行う権限を米国政府より与えられている者をいう。

## § 120.27 米国の刑事制定法

(a) 本副章でいうところの米国の刑事制定法は以下の制定法をいう：

- (1) 武器輸出管理法の § 38 (22 U. S. C. 2778)；
- (2) 1979 年制定の輸出管理法の § 11 (50 U. S. C. app. 2410)；
- (3) 米国法典第 18 編 § 793、§ 794 又は § 798 (防衛情報又は機密情報に関わるスパイ行為に関連するもの) 又は同編の § 2332d、§ 2339A、§ 2339B、§ 2339C、若しくは § 2339D (国際テロ支援国として指定されている国の政府との金融取引、テロリスト若しくはテロリスト組織への物資の支援の提供、テロリズムへの資金供与、又は外国のテロリスト組織からの軍隊形式の訓練を受けることに関連するもの)；
- (4) 対敵通商法の § 16 (50 U. S. C. app. 16)；
- (5) 国際緊急経済権限法の § 206 (外国の資産管理に関連するもの；50 U. S. C. 1705)；
- (6) 1934 年制定の証券取引法の § 30A (15 U. S. C. 78dd. 1) 又は海外腐敗行為防止法の § 104 (15 U. S. C. 78dd. 2 若しくは 78dd. 3)；
- (7) 米国法典第 18 編の第 105 章 (妨害破壊行為に関連するもの)；
- (8) 1950 年制定の国内治安維持法の § 4(b) (機密情報の伝達に関連するもの；50 U. S. C. 783(a))；
- (9) 1954 年制定の原子力エネルギー法の § 57、§ 92、§ 101、§ 104、§ 222、§ 224、§ 225 又は § 226 (42 U. S. C. 2077、2122、2131、2134、2272、2274、2275 及び 2276)；
- (10) 1947 年制定の国家安全保障法の § 601 (情報機関身元保護に関するもの；50 U. S. C. 421)；
- (11) [Reserved]
- (12) 米国法典第 18 編の § 371 (本節でリストされる制定法のいずれかに違反する共同謀議に関与する場合)；
- (13) 2004 年制定の情報活動改革テロリズム予防法の § 3、§ 4、§ 5、及び § 6 (公法 108-458 の § 6903 から § 6906、(航空機を破壊するように設計されたミサイルシステム (18 U. S. C. 2332g))、核兵器支配の禁止 (42 U. S. C. 2122)、放射性物質散布役務 (18 U. S. C. 2332h)、及び痘瘡ウイルス (18 U. S. C. 175b) に関連するもの)；
- (14) 米国法典第 22 編の § 2779 及び § 2780 (武器販売代理人の報酬及びその他の支払い、並びに国際テロリズム行為を支援する国との取引に関連するもの)；
- (15) 米国法典第 18 編の § 542 (虚偽の申告による貨物の通関に関連するもの) であって、根底にある犯罪が防衛物品 (技術資料を含む) に関与するもの、又は武器輸出管理法若しくは国際武器取引規則に関連する違反するもの；
- (16) 米国法典第 18 編の § 545 (米国への商品の密輸に関連するもの) であって、根底にある犯罪が防衛物品 (技術資料を含む) に関与するもの、又は武器輸出管理法若しくは国際武器取引規則に関連する違反するもの；
- (17) 米国法典第 18 編の § 554 (米国からの商品の密輸に関連するもの) であって、根底にある犯罪が防衛物品 (技術資料を含む) に関与するもの、又は武器輸出管理法若しくは国際武器取引規則に関連する違反するもの；並びに
- (18) 米国法典第 18 編の § 1001 (虚偽の申告又は通関に一般的に関連するもの)、米国法典第 18 編の § 1831 (経済的なスパイ活動に関連するもの)、及び米国法典第 18 編の § 1832 (営業秘密の窃盗に関連するもの) であって、根底にある犯罪が防衛物品 (技術資料を含む) に関与するもの、又は武器輸出管理法若しくは国際武器取引規則に関連する違反するもの。

(b) [Reserved]

[58 FR 39283, July 22, 1993、改正 71 FR 20537, Apr. 21, 2006；78 FR 52685, Aug. 26, 2013]

## § 120.28 本副章で引用される様式の一覧

本副章で引用される様式は、以下の政府機関から入手可能である：

- (a) 国務省政治軍事局防衛取引管理部、Washington, DC 20522.0112。
- (1) 機密扱いでない防衛物品及び関連技術資料の永続的な輸出に対する申請／許可（様式 DSP-5）
  - (2) 登録申告書（様式 DS-2032）
  - (3) 機密扱いでない防衛物品の一時的な輸入に対する申請／許可（様式 DSP-61）
  - (4) 機密扱いでない防衛物品の一時的な輸出に対する申請／許可（様式 DSP-73）。
  - (5) 非移転使用証明書（様式 DSP-83）
  - (6) 機密扱いの防衛物品及び関連する機密扱いの技術資料の永続的／一時的輸出又は一時的輸入に対する申請／許可（様式 DSP-85）
  - (7) 対外有償軍事援助プログラムのもとで売却される防衛物品及び防衛役務を輸出する権限（形式 DSP-94）
  - (8) 物品管轄 (CJ) 裁定様式（様式 DS-4076）
- (b) 商務省産業安全保障局：
- (1) 国際輸入証明書（様式 BIS-645P/ATF-4522）
  - (2) 米国税関国境警備局の電子システムを用いて提出された自動輸出システムにより提出された電子的な輸出情報
  - (3) 国防総省国防安全保障協力局：  
引合状及び受諾書（DD 様式 1513）

[58 FR 39283, July 22, 1993、改正 68 FR 61100, Oct. 27, 2003; 71 FR 20537, Apr. 21, 2006; 75 FR 46844, Aug. 04, 2010; 76 FR 45197, Jul. 28, 2011; 77 FR 16597, Mar. 21, 2012; 77 FR 22670, Apr. 17, 2012; 82 FR 17, Jan. 3, 2017]

## § 120.29 ミサイル技術規制レジーム

- (a) 本副章でいうところのミサイル技術規制レジーム (MTCR) とは、MTCR 附属書及びこれらの改正に基づくミサイル関連の機微な移転を制限するために、1987 年 4 月 16 日に発表された米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ及び日本の間の政策綱領をいう；
- (b) 用語 MTCR の附属書とは、MTCR ガイドライン並びに MTCR の装備品、ソフトウェア及び技術の附属書並びにこれらの改正版をいう。
- (c) MTCR の附属書に掲載されている全品目リスト。  
武器輸出管理法の § 71 (a) (22 U.S.C. § 2797) は、米国軍需品リストの一部として、MTCR 附属書に掲げるすべての品目リストを確立することに言及しており、これらの品目の輸出は 1979 年制定の輸出管理法の § 6(l) (50 U.S.C. app. 2405(l)) (改正された場合はその改正版) においては規制されない。米国軍需品リストで指定される MTCR の附属書の品目は、本副章の § 121.16 で特定され、それぞれ適用される項の最後に括弧付の“(MT)”により注釈が付けられるものとする。

[78 FR 22740, Apr. 26, 2013]

## § 120.30 [Reserved] 自動輸出システム (AES)

~~自動輸出システム (AES) は、商務省統計局の輸出情報の電子提出システムである。AES は、国務省に係る輸出データ収集のための主要システムとしての役目を果たすものとする。本副章に従って、米国の輸出者は、すべてのハードウェアの輸出について AES を用いて輸出情報を報告することが要求される。技術資料及び防衛役務の輸出は、防衛取引管理部 (DDTC) に、直接報告しなければならない。また、特別な報告の要請が、ケースバイケースで DDTC により行われる場合がある (例えば、順守、執行、議会の命令)。~~

[68 FR 61100, Oct. 27, 2003; 82 FR 17, Jan. 3, 2017]

## § 120.31 北大西洋条約機構

北大西洋条約機構（NATO）は、以下の加盟国から構成される：

アルバニア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェコ、デンマーク、エストニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、トルコ、英国及び米国。

[70 FR 50959, Aug. 29, 2005 ; 77 FR 22670, Apr. 17, 2012]

## § 120.32 非 NATO 主要同盟国

非 NATO 主要同盟国とは、1961 年制定の対外援助法（22 U.S.C. 2403(q)）の § 644(q) で定義されているように、1961 年制定の対外援助法（22 U.S.C. 2321(k)）の § 517 に従って、1961 年制定の対外援助法及び武器輸出管理法（22 U.S.C. 2151 以下参照及び 22 U.S.C. 2751 以下参照）でいうところの主要な非 NATO 同盟国として指定された国をいう。以下の国は、非 NATO 主要同盟国として指定されている：

アフガニスタン（本副章の § 126.1(g) を参照のこと）、アルゼンチン、オーストラリア、バーレーン、エジプト、イスラエル、日本、ヨルダン、クウェート、モロッコ、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、タイ及び大韓民国。

台湾は、非 NATO 主要同盟国に指定されたのと同じように取り扱われるものとする。

[70 FR 50959, Aug. 29, 2005 ; 77 FR 76864, Dec. 29, 2012]

## § 120.33 米国とオーストラリア間の防衛貿易協力条約

米国とオーストラリア間の防衛貿易協力条約とは、2007 年 9 月 5 日にシドニーで行われた米国政府とオーストラリア政府間の防衛貿易協力に関する条約をいう。本条約に従って輸出を行うことに関する更なる情報については、本副章の § 126.16 を参照のこと。

[78 FR 21531, Mar. 11, 2013]

## § 120.34 米国と英国間の防衛貿易協力条約

米国と英国間の防衛貿易協力条約とは、2007 年 6 月 21 日及び 26 日にワシントン DC 及びロンドンで行われた米国政府と大英帝国及び北アイルランド政府間の防衛貿易協力に関する条約をいう。本条約に従って輸出を行うことに関する更なる情報については、本副章の § 126.17 を参照のこと。

[77 FR 16597, Mar. 21, 2012]

## § 120.35 オーストラリアの実施協定

オーストラリアの実施協定とは、米国政府とオーストラリア政府間の防衛貿易協力に関する条約に基づいて、2008 年 3 月 14 日にワシントンで行われた実施協定（行なわれることがある改正を含む）。

[78 FR 21531, Mar. 11, 2013]

## § 120.36 英国の実施協定

英国の実施協定とは、米国政府と大英帝国及び北アイルランド政府間の防衛貿易協力に関する条約に基づいて、2008 年 2 月 14 日にワシントン DC で行われた実施協定（行なわれることがある改正を含む）。

[77 FR 16597, Mar. 21, 2012]

## § 120. 37 外国人による所有及び外国人による管理

外国人による所有とは、企業の既発行の 50 パーセントを超える議決権付証券が、一人以上の外国人（§ 120. 16 で定義されている）によって所有されていることをいう。外国人による管理とは、企業の全般的な執行方針又は日常業務を策定したり指示を行う権限又は資格を、一人以上の外国人が有していることをいう。外国人による管理は、外国人が既発行の 25 パーセント以上の議決権付証券を所有している場合に存在するものとみなされる（ただし、一人の米国人が同等以上のパーセンテージを管理している場合を除く）。

[76 FR 45197, Jul. 28, 2011]

## § 120. 38 保守レベル

- (a) 組織レベルのメンテナンス（又は基本レベルのメンテナンス）は、専門の訓練なしに、“on-equipment”[設備上で]（防衛物品又は支援装置に対して直接的に）実行できる第 1 レベルのメンテナンスである。それは、設備の修理、検査、手入れ、較正、潤滑剤塗布、又は調整に加えて、重要ではない部品、部分品、アッセンブリ、及びラインで交換可能なスペア又はユニットの交換で構成される。これには、改造、補強、又はアップグレードであって、その結果として当該貨物の信頼性又はメンテナンス性（例えば、増大された平均故障間隔（MTBF））のみを改良することになるものであって、当該防衛物品の基本性能又は能力を強化しないものが含まれる。
- (b) 中間レベルのメンテナンスは、指定されたメンテナンスショップ若しくはセンター、補給艦、又はフィールドチームにおいて又はこれらによって、“off-equipment”[設備から外して]（取り外された部品、部分品、又は装置上で）実行される第 2 レベルのメンテナンスである。それは、損害を受けた又は使用不能となった部品、部分品、又はアッセンブリの較正、修理、試験、又は取り替えて構成される場合がある。これには、改造、補強、又はアップグレードであって、その結果として当該貨物の信頼性又はメンテナンス性（例えば、増大された平均故障間隔（MTBF））のみを改良することになるものであって、当該防衛物品の基本性能又は能力を強化しないものが含まれる。
- (c) デポレベルのメンテナンスは、主要修理施設、造船所、又はフィールドチーム（それぞれ、必要な技術的スキルを持つ要員と必要な装置を備えたもの）において又はこれらによって、設備上で又は設備から外して実行される第 3 レベルのメンテナンスである。それは、ユニット又は組織の能力を超えた判断又は修理の提供で構成される。このメンテナンスは、欠陥のある部品、部分品又はアッセンブリの点検、試験、較正、修理、オーバーホール、分解修理、再調整、及び 1 対 1 の交換から構成される。これには、改造、補強、又はアップグレードであって、その結果として当該貨物の信頼性又はメンテナンス性（例えば、増大された平均故障間隔（MTBF））のみを改良することになるものであって、当該防衛物品の基本性能又は能力を強化しないものが含まれる。

[78 FR 40927, July 8, 2013]

## § 120. 39 正規被雇用者

- (a) 本サブチャプターでいうところにおいて、正規被雇用者とは以下のものをいう：
- (1) 企業により永続的かつ直接的に雇用された個人、又は
  - (2) 企業と長期間の契約関係にある個人であって、当該個人が企業の施設で働き、企業の指示及び管理のもとに働き、フルタイムでかつもっぱら企業のために働き、企業に対して機密保持保証を締結し、あわせて、当該個人を援助した人材派遣会社が当該個人が遂行する業務（その業務のために当該個人に提供する場合を除く）の中で何の役割も持たず、かつ、当該人材派遣会社が、輸出許可により明確に認可されている場合を除いて、規制されている如何なる技術へもアクセス権を有していない場合をいう。
- (b) [Reserved]

[76 FR 28177, May 16, 2011]

## § 120.40 系列会社

登録者の系列会社とは、一人以上の仲介者を通して直接的又は間接的に、その登録者を支配する、又はその登録者により支配される、又はその登録者と共通の支配下にある者をいう。

**§ 120.40 の注：**本節でいうところにおいて、“支配”とは、当該企業の全般的執行方針又は日常業務を策定又は指示する権限又は資格を有することをいう。支配は、議決権のある発行済み有価証券の 25%以上の所有権がある場合（ただし、その他のいかなる者もそれ以上の割合を支配していない場合に限る）に存在すると推定（反証を許す推定）がされる。

[78 FR 52686, Aug. 26, 2013]

## § 120.41 特別に設計された

(a) 本節の(b)項で記述される貨物又はソフトウェアを除いて、貨物又はソフトウェア（§ 120.45(f)参照）は、次に該当する場合、特別に設計されたものである：

- (1) 開発の結果として、関連する米国軍需品リストの項で記述される性能レベル、特性又は機能に到達又は超えることに対し特に役割を果たしているもの；又は
- (2) 防衛物品で使用するため若しくはそれらと共に使用するための部品（§ 120.45 (d)参照）、部分品（§ 120.45 (b)参照）、附属品（§ 120.45 (c)参照）、アタッチメント（§ 120.45 (c)参照）、若しくはソフトウェアであるもの。

(b) 本副章でいうところにおいて、部品、部分品、附属品、アタッチメント、又はソフトウェアは、以下に該当する場合、特別に設計されたものではない：

- (1) 貨物管轄権の決定に基づいて EAR の対象となるもの；
- (2) 締結具（例えば、ネジ、ボルト、ナット、ナットプレート、スタッド、インサート、クリップ、リベット、ピン）、ワッシャー、スペーサ、絶縁物、グロメット、ブッシュ、ばね、ワイヤー、ハンダ（形状又は適合性を問わない）；
- (3) 以下に該当する貨物の中で使用される又はその貨物と共に使用される貨物又はソフトウェアと、同一又は“同等”の形状及び適合性を持つもの：
  - (i) 製造中であるもの又は製造中であつたもの（すなわち、開発中ではないもの）；並びに
  - (ii) 米国軍需品リストに列挙されていないもの；
- (4) 米国軍需品リストで列挙される防衛物品とあわせて米国軍需品リストにない貨物の双方で使用される若しくはそれらと共に使用されるとの認識を持って開発されたもの若しくは開発されているもの；又は
- (5) 汎用の貨物又はソフトウェアとして開発された又は開発されているもの（すなわち、特定の貨物（例えば、F/A-18 若しくは HMMWV [高機動多用途装輪車両]）又は貨物の種類（例えば、航空機若しくは工作機械）の中で使用される又はそれらと共に使用されるとの“認識”を持たずに開発されたもの又は開発されているもの）。

**(a) 項及び(b) 項の注：**用語“貨物”とは、物品、材料、又は消耗品（技術／技術資料又はソフトウェアを除く）に対して言及するものである。

**(a) (1) 項の注：**潜水艦からスイマー又はダイバーを水中輸送することができるために潜水艇にドッキングするよう特別に設計された潜水兵員輸送潜水艇は、開発の結果として米国軍需品リストにおける性能、機能、又は特性に到達又は超えることに対し特に役割を果たす特性を持った貨物の一例である。

**(b) 項の注：**“列挙された”とは、米国軍需品リスト又は商務省規制品リストに掲げる物品であつて、“キャッチオール”規制には掲げられていないものに対して言及するものである。“キャッチオール”規制は、特定の種類の部品、部分品、付属品、又はアタッチメントを意味しない、むしろ、それらが列挙された品目のために特別に設計された場合、指定されていない部品、部分品、付属品、又はアタッチメントを規制するものである。

**(b) (3) 項の注 1：**この定義でいうところにおいて、“製造”とは、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立て（マウント）、検査、試験、品質保証等のすべての製造工程をいう。これには、貨物が量産準備のテスト（すなわち、大量生産の準備が整った承認された規格設計）に合格し、その承認された規

格設計を用いて複数貨物の組立ラインで生産された又は生産されている“連続生産”を含む。

(b) (3) 項の注 2: この定義でいうところにおいて、“開発”とは、一連の製造過程前段階のすべての段階に関連するものをいう（例えば、設計、設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプ製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト）。

(b) (3) 項の注 3: その後において“開発”行為の対象となっている“製造”中の貨物（例えば、結果として貨物の信頼性又はメンテナンス性（例えば、増大された平均故障時間間隔（MTBF））が強化又は改善されるもの）（品質改善、原価低減、又は機能強化を含む）は、依然として“製造”中のものである。しかし、当該貨物の基本的な性能又は能力を変更する活動から開発された当該貨物の新しいモデル又はバージョンは、それらが“製造”段階に投入されるまで及び投入されない限り、“開発”中にある。

(b) (3) 項の注 4: 貨物に関して、“同等”とは、その形状が、もっぱら適合性の目的で改造されたことを意味する。

(b) (4) 項及び(b) (5) 項の注 1: 本節の(b) (4) 項及び(b) (5) 項に基づいて、特別に設計されたものではないとする防衛物品については、その“開発”と同時期に全体として発生する文書により、(b) (4) 項及び(b) (5) 項の構成要素を立証しなければならない。そのような文書には、概念設計情報、マーケティング計画、特許出願の宣言書、又は契約書が含まれる場合がある。そのような文書がない場合、貨物は、(b) (4) 項及び(b) (5) 項によって特別に設計されたものであることから排除されてはならない。

(b) (4) 項及び(b) (5) 項の注 2: 本定義でいうところにおいて、“Knowledge”[認識]には、状況が存在していること或いは状況が発生していることがかなり確かであるという positive knowledge[明確な認識]だけでなく、その状況が存在すること或いは今後発生する確率が高いことを知覚していること [awareness] も含まれる。そのような知覚は、ある者に知られている事実の意識的な無視の証拠から推論され、さらにある者の故意の事実回避からも推論される。

[78 FR 22740, Apr. 16, 2013 ; 78 FR 61754, Oct. 3, 2013]

#### § 120.42 輸出管理規則 (EAR) の対象

“EAR 対象”の品目は、EAR § 774 Supplement No. 1 にリストされる品目及び EAR § 734.3 に従ってこの用語の定義に合致するその他のすべての品目である。

EAR は、15 CFR part 730 から 774 で見出せる。

[78 FR 22740, Apr. 16, 2013]

#### § 120.43 [Reserved]

[78 FR 52686, Aug. 26, 2013]

#### § 120.44 外国の防衛物品又は防衛役務

外国の防衛物品又は防衛役務とは、米国軍需品リストで規定されている物品又は役務であって、米国以外を原産地とするものをいう。本副章の他の条項で規定されている場合を除いて、用語防衛物品及び防衛役務は、米国軍需品リストで規定されている防衛物品及び防衛役務であって、米国原産のものとは外国原産の双方を指す。防衛物品又は防衛役務は、いずれかの外国政府又は国際組織によって同じ物品又は役務である可能性があるとの指摘（肯定する指摘又はその逆の指摘のいずれであっても）にかかわらず、武器輸出管理法及び本副章のみに従って決定される。

[78 FR 52686, Aug. 26, 2013]

#### § 120.45 最終品目、部分品、附属品、アタッチメント、部品、ファームウェア、ソフトウェア、及び装置

(a) 最終品目は、その目的とする用途に、すぐに使える状態にあるシステム、装置又は組み立てられた物品をいう。弾薬、又は燃料又はその他のエネルギー源についてのみ、これを動作状態に置くことを必要とする。



- (b) 部分品は、最終品目とともに使用される場合にのみ有用な品目である。主要な部分品には、最終品目の部分を形成する何らかの組立てられた構成要素であって、それがなければ最終品目が動作しないものが含まれる。主要ではない部分品には、主要な部分品の何らかの組み立てられた構成要素が含まれる。
- (c) 附属品及びアタッチメントは、部分品、装置、システム、又は最終品目に対する関連品目であって、それらの作動にとって無くてはならないものではないが、それらの有用性又は有効性を強化するものである。
- (d) 部品は、主要な部分品若しくは主要ではない部分品、附属品、又はアタッチメントの単一の組立てられていない構成要素であって、設計使用目的の破壊又は欠陥がなければ、通常は分解の対象とならないものをいう。
- (e) ファームウェア及び関連する特有のサポートツール（例えば、コンピュータ、リンカー、エディター、テストケース生成ツール、診断チェッカー、ファンクションライブラリ、及びシステム試験診断ツール）であって、米国軍需品リストの対象とする装置又はシステムに直接的に関連するものは、最終品目又は部分品の部品とみなされる。ファームウェアには、限定されるものではないが、そのソフトウェアがプログラムされた回路を含む。
- (f) ソフトウェアには、限定されるものではないが、システム機能設計、ロジックフロー、アルゴリズム、アプリケーションプログラム、オペレーティングシステム、並びに設計、実装、テスト、オペレーション、診断、及び修理を支援するソフトウェアを含む。ソフトウェアのみを輸出しようとする者は、本副章の § 121.1（例えば、USML のカテゴリー XIII (b)）で明確に列挙されていない限り、本副章の § 125 に基づいて技術資料の輸出許可を申請しなければならない。
- (g) システムは、部品、部分品、附属品、アタッチメント、ファームウェア、ソフトウェア、装置、又は最終品目を組み合わせたものであって、機能を実行するために共に動作するものをいう。  
**(g) 項の注：** INCOSE [システムエンジニアリング国際評議会] 及び NASA により制定された産業基準は、貨物及びソフトウェアが共に動作してシステムとしての機能を果たす事例を提示している。この注釈の中で、これらの基準に対して、貨物又はソフトウェアが共に動作してシステムとしての機能を果たす補足的な事例を提示する言及が含まれている。（<http://g2sebok.incose.org/app/mss/asset.cfm?ID=INCOSE%20G2SEBOK%202.00&ST=F>）、及び（INCOSE システムエンジニアリング・ハンドブック v3.1 2007; ISO/IEC 15288:2008）で、何がシステムを構成するかの事例についての INCOSE [システムエンジニアリング国際評議会] の基準を参照のこと。（NASA のシステムエンジニアリング・ハンドブック SP-2007-6105 Rev 1）で、何がシステムを構成するかの事例についての NASA の基準について参照のこと。
- (h) 装置は、最終品目若しくはシステムの機能を実行するため、最終品目若しくはシステムとして、又は最終品目若しくはシステムのために共に動作する部品、部分品、附属品、アタッチメント、ファームウェア、又はソフトウェアを組み合わせたものである。装置は、装置の特性に基づいて、最終品目のサブセット [部分集合] となる場合がある。最終品目の定義を満たす装置は、最終品目である。最終品目の定義を満たさない装置は、部品、部分品、附属品、アタッチメント、ファームウェア、又はソフトウェアである。

[79 FR 61226, Oct. 10, 2014]

#### § 120.46 Classified [機密扱い]

“機密扱いの” [Classified] とは、大統領令 13526、又はそれらに基づいて開発された安全保障番号分類ガイド若しくは同等のもの、又は他の政府組織若しくは国際組織の類似の番号分類規則に基づいて、機密扱いにされることを意味する。

[81 FR 87429, Dec. 5, 2016]

§ 120.50 提供

(a) 技術資料は、以下を通して提供される：

- (1) 外国人による視察若しくはその他の閲覧であって、技術資料を外国人に明らかにすること；又は
- (2) 米国内若しくは米国外における技術資料の外国人との口頭若しくは書面によるやりとり。

(b) [Reserved]

[81 FR 35616, June 3, 2016]

§ 120.51 再移転

(a) § 126.16 又は § 126.17 で示される場合を除いて、再移転とは以下を意味する：

- (1) 同じ外国の中における防衛物品の最終用途若しくは最終需要者を変えること、又は第三国への一時的な移転、或いは
- (2) 提供又は移転が実行される国の市民若しくは永住者である外国人に技術資料を提供すること。

(b) [Reserved]

[81 FR 35616, June 3, 2016, as amended at 81 FR 62008, Sept. 8, 2016]